

ふれあい ひろば

皆さんの身近な話題を
お待ちしております。



新春の味で健康に

1月6日、郷土資料館前駐車場で町女性会連絡協議会の協力により「七草がゆを食べる会」が行われました。
七草がゆとは、セリ、ナズナ、ゴギョウなどの七草が入ったかゆを食べ無病息災を願う、平安時代から伝わる風習で、寒い中訪れた観光客からは出来たての七草がゆで冷えた体を温めていました。



大切な命を守る

1月17日から19日まで、町職員を対象に「応急手当講習会」が行われました。
これは、災害時の人命救助に役立てるため、防災とボランティア週間（1月15日～21日）にあわせて毎年実施し、全職員に2年に1度の受講を義務付けているものです。職員は、講義や「心肺蘇生法」などの実技講習を合わせて3時間受講し、普通救命講習修了証の交付を受けて、防災への意識を新たにしていました。



沿道からの声援を力に変えて！

今年も沿道には多くの箱根駅伝ファンが詰めかけ、箱根駅伝最大の難所である、第5区の箱根の山登りに挑む選手に大きな声援を送っていました。
また、選手もその声援を受け、芦ノ湖のゴールへ向け、力走を見せてくれました。



書初めで心新たに

1月5日、社会教育センターで「函い書会」主催の「書き初め会」が行われました。
町内の小学生47名が参加し「とり」や「七草」などの課題に一生懸命取り組みました。



芦ノ湖の安全を願って

1月5日、芦ノ湖畔で「第47回湖水開き」が行われました。
湖畔に設けられた祭壇では、玉ぐしの奉納などの神事が行われ、参加者が湖の安全を祈願しました。その後、日本学生水上スキー連盟の大学生による、恒例の「水上スキー初滑り」が行われました。

平成17年度 町アルバイト職員登録を受付

希望される方は、次により申込みください。
なお、アルバイトが必要になったときに登録者の中から選考しますので、必ず雇用されるものではないことにご注意ください。
職種・賃金・必要な資格など
一般事務補助員 日給6800円
受付・電話交換 日給6800円
保育士 時給1000円
（保育士および幼稚園教諭免許保有者）
看護師 時給1100円
（看護師免許（准看可）保有者）
小学校給食調理代行員 時給850円
小学校個別指導支援スタッフ 日給8000円
（教員免許保有者歓迎）
幼稚園教諭 時給要相談
（幼稚園教員免許保有者（保育士免許あればなお可））
小学校特殊学級介助員 時給875円
いずれも交通費は実費を支給します。

勤務時間 8時30分から17時15分まで（ただし、受付・電話交換は8時15分から17時30分までのうち勤務を必要とする時間、保育士、幼稚園教諭は園の勤務時間割に応じた時間、給食調理代行員は原則9時から16時まで、特殊学級介助員は前記時間のうち6時間）
勤務場所 職種により異なります（看護師は仙石原保育園、特殊学級介助員は箱根小学校のみ）。
年齢要件 平成17年3月31日現在 63歳未満の方
受付期間 随時
受付場所 庶務課
提出書類 町指定の履歴書（本人が持参してください）
用紙は、庶務課、出張所、総合保健福祉センター、さくら館、老人福祉センター、やまなみ荘、社会教育センター、レイクアリーナ箱根にあります。また、町のホームページにも様式を掲載しています。
登録有効期間 平成18年3月31日まで
照会先 庶務課 ☎ 5・9561

箱根駅伝

寄木トロフィーを
東海大学に贈呈



箱根の正月の風物詩となっており、今年で81回を数える「東京箱根間往復大学駅伝競走」が1月2日・3日に行われました。
2日のゴール後、箱根苑地の特設ステージにおいて、箱根の伝統工芸品である寄木細工を広く全国に知ってもらうため、今年も寄木で制作したトロフィーを町長から往路優勝校の東海大学に贈呈しました。

文化財めぐり

「老舗旅館探訪会のお知らせ」

国重要文化財に指定された福住旅館や、国登録文化財の福住楼、環翠楼といった、湯本・塔之澤温泉にある、優れた近代建築への理解を深めていただく機会として、これらの老舗旅館の探訪会を開催します。
日時 3月7日(月) 10時30分～16時30分（環翠楼集合）
見学先 福住旅館（湯本）、福住楼、環翠楼（塔之澤）
参加費 4500円（保険料、昼食代など）
定員 25名
申込締切 2月18日(金)
申込方法 往復八ガキの往信部裏に参加希望者それぞれの住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、返信部宛先に返信先の住所・氏名を記入の上、申込みください。
申込みは、八ガキ1枚につき2名までとします。
なお、定員を超える場合は、抽選の上、決定します。
申込・照会先 〒250・0031 箱根町湯本266 教育委員会生涯学習課「老舗旅館探訪会」宛
☎ 5・7601

商工従業員表彰式

商工従業員表彰式を次のとおり行います。
日時 2月23日(水) 10時～
場所 仙石原文化センター
問合せ先 産業施設課
☎ 5 - 9568

配偶者暴力防止法改正

配偶者暴力防止法が改正されました。
保護命令の対象を、子どもや離婚した元配偶者まで拡大するとともに、退去命令の期間を2か月に延長することなどを柱とした改正法が成立し、平成16年12月2日に施行されました。
改正の主な内容
「配偶者からの暴力」の定義の拡大
保護命令制度の拡充
被害者の自立支援の明確化など
照会先 町民課 ☎ 5・9564
内閣府では、配偶者からの暴力被害者支援情報サイト（<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>）を開設しています。